

## 【与薬依頼書】・【外用薬依頼書】について

これまで『与薬依頼書』『外用薬依頼書』のPDFを掲載していましたが、以下の観点から掲載を止めました。  
ご理解とご協力よろしくお願ひいたします。

■投薬は法律の定める『医療行為』となりますので、

保育園では原則薬をお預かりしていません。

■病院を受診する際は、

「保育園に通っていて、日中に与薬できないこと」をお伝えいただき、  
可能であれば、朝・晩2回で処方してもらってください。  
また、1日3回（朝・昼・夕）の薬を処方された場合は、  
朝・帰宅後・寝る前と時間をずらした服用でも可能か  
ご確認いただきお迎え後に服用できるようにしてください。

お子様の体調、薬のことなど心配なこと、質問など何かありましたら、まずは看護師にご相談ください。  
こちらの判断で、外用薬をお預かりする必要がある場合は声をかけさせていただきます。